

成蹊大学大学院科目等履修生規則

制 定 平成7年11月15日
大 学 評 議 会
最新改正 2021年3月10日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条の規定に基づき、成蹊大学大学院（以下「本大学院」という。）における科目等履修生の取扱いに関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (2) 履修しようとする授業科目について、各研究科の定めるところにより、当該授業科目を履修するに十分な学力を有すると認められた者

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(履修期間)

第4条 科目等履修生として履修することができる期間は、1学年又は1学期（前期又は後期）とする。

(履修許可科目及び単位数)

第5条 科目等履修生として履修を許可する授業科目は、教育研究に支障のない範囲で各研究科が定めるものとし、1学年で履修することのできる単位数は、原則として12単位以内とする。

(出願手続)

第6条 科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに次に掲げる書類に入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生願書（本大学院所定用紙） 1通
 - (2) 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 1通
 - (3) 最終出身学校の成績証明書 1通
 - (4) 健康診断書（本学所定用紙） 1通
 - (5) 外国人登録証（外国人留学生のみ）
 - (6) その他必要と認める書類
- 2 成蹊大学学部学生が科目等履修生として入学を志願する場合は、前項第2号から第4号までに掲げる書類の提出を要しない。
- 3 履修を希望する授業科目が複数の研究科にわたる場合は、希望する研究科ごとに、前項に規定する書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。
- 4 履修期間を終了した者が再び科目等履修生として入学を志願する場合は、改めて第1項に定める手続を行わなければならない。ただし、既に科目等履修生として入学の許可を受けたことのある研究科に再び志願する場合には、同項第2号及び第3号に定める書類の提出を要しない。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第7条 前条の入学志願者に対しては、履修を希望する授業科目を開設する研究科の教授会が定める方法により選考を行う。

- 2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに当該研究科において履修の指導を受けた上で、誓約書（本大学院所定用紙）及び履修登録届（研究科様式）を提出するとともに、登録料及び履修料を納入しなければならない。
- 3 学長は、前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。

(納付金)

第8条 科目等履修生が納入すべき入学検定料、登録料及び履修料については、大学院学則の定めるところによる。

(単位の認定及び証明書の交付)

第9条 科目等履修生が履修した授業科目について、所定の試験を受け、合格したときは、所定の単位を認定する。

2 前項により認定された単位については、願い出により、単位修得証明書を交付する。

(科目等履修生証)

第10条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

2 科目等履修生が登校する際には、科目等履修生証を携帯しなければならない。

(施設の利用)

第11条 科目等履修生は、大学図書館その他履修に必要な施設を利用することができる。

(事務の所管)

第12条 科目等履修生に関する事務は、教務部が所管する。

(施行細則)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に細則をもって定める。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)